(平成12年度支援)

原状回復事業実績事例:滋賀県日野町混合廃棄物事案

事案の類型	無許可業者による混合廃棄物の不法投棄
事案の場所	滋賀県日野町内
行 為 者	滋賀県草津市内
	A社 代表取締役 B
規模及び種類	敷地面積; 2,5 1 5 m ² 投棄量;約10,000 m ²
	廃プラスチック類、木くず、金属くず、紙くず、繊維くず等の混合廃棄物
支障のおそれ	農業水質基準を超える窒素分を含んだ黒色浸出液が下流の溜池、農業用
	水路及び農地に流出し、これらの流出エリアである3haの水田の稲作が
	中断しており、今後も拡散するおそれがある。(支障及び支障のおそれの
	について一考を促すこととなった)
対策工の概要	当該現場で簡易分別を行い、選別後の土砂を現地に残置する計画であっ
	たが、廃棄物の水分が多く選別困難であることを理由に県の判断で全量
	撤去を行った。(運営協議会運用則、支援ルール議論の端緒となった)
除去した廃棄物	搬出・処分量;約14,600 t
の種類及び量	廃プラスチック類、木くず、金属くず、紙くず、繊維くず等の混合廃棄物
代執行費用	270,309,900円
支援した資金額	202,732,000円

代執行前



【事案概要】

投棄行為者であるA社の代表取締役Bは、自社物の安定型埋立処分場(3,000 ㎡以下;許可対象外)として使用していた他人の処分場に、短期間に無断で廃プラスチック類等の混合廃棄物を不法投棄した。

県は、地元住民から「黒く濁った汚水が農業用溜池に流れ込んでいる」との通報から、現地調査を実施し、不法投棄を確認した。また、黒色汚水の水質検査の結果、農業水質基準を超える窒素分が検出されたことから、周辺農業への影響が懸念されたため、平成10年11月20日付けで、処分場の借地使用者であるC社の代表取締役Dに対し「汚水処理と廃棄物の撤去・処分」を行うよう措置命令を発した。その後、県警の捜査により、平成11年2月17日にBが実行行為者として逮捕された。このため、平成11年8月2日付で実行行為者をBとした同内容の措置命令を発したが、汚水処理と廃棄物の一部撤去を行ったのみで、具体的な撤去計画の提示等の履行意志を示さなかったため、生活環境保全上の支障を除去するため、代執行による廃棄物の全量撤去を行った。





